

## 東大和市立小・中学校特別支援学級用教科書採択事務要領

(趣旨)

第1 この要領は、東大和市立小・中学校使用教科用図書採択要綱（以下「採択要綱」という。）に基づき、東大和市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が特別支援学級用教科書（以下「教科書」という。）の採択事務を行うための必要事項を定める。

(採択方針)

第2 採択方針は、採択要綱第2条に基づき採択する。

(教科書の採択)

第3 教科書の採択については、採択要綱第3条に基づき、次のとおりとする。

(1) 東大和市立小学校（以下「市立小学校」という。）及び東大和市立中学校（以下「市立中学校」という。）の令和3年度に使用する特別支援学級用教科書については、学校教育法附則第9条に基づく教科書（以下「附則9条図書」という。）について、採択替えを行う。

(2) 附則9条図書について、採択後、供給不能等が生じた場合に備え、代替えできる教科書を別に採択する。

(採択時期)

第4 教科書採択の時期は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第14条（以下「法律施行令第14条」という。）に定めるところとする。

(調査部会の設置と役割)

第5 教育委員会は、採択要綱第5条6項に基づき、校種ごとに小学校特別支援学級用教科書調査部会（以下「小学校調査部会」という。）及び中学校特別支援学級用教科書調査部会（以下「中学校調査部会」という。）を設置する。

2 小学校調査部会及び中学校調査部会の役割は、次のとおりとする。

(1) 文部科学省著作教科書及び附則9条図書について、必要な調査・研究を行い、その結果をまとめ、特別支援学級用教科書採択資料作成会議（以下「採択資料作成会議」という。）へ報告する。

(2) 附則9条図書については、供給不能等が生じた場合に備え、代替えできる教科書の調査・研究資料を作成する。

(小学校調査部会の構成)

第6 小学校調査部会は、次に定める者をもって構成し、教育委員会が委嘱する。

(1) 市立小学校のうち特別支援学級を設置している小学校（以下「設置小学校」という。）の校長または副校長 2名

(2) 設置小学校の校長より推薦された教諭 2名

(3) 設置小学校の校長より推薦された保護者 2名

- 2 小学校調査部会に部会長を置き、校長または副校長をもって充てる。
- 3 部会長に事故があったときは、教育委員会が設置小学校の校長または副校長から選出し、その任を補充する。

(中学校調査部会の構成)

第7 中学校調査部会は、次に定める者をもって構成し、教育委員会が委嘱する。

- (1) 市立中学校のうち特別支援学級を設置している中学校（以下「設置中学校」という。）の校長または副校長 2名
- (2) 設置中学校の校長より推薦された教諭 2名
- (3) 設置中学校の校長より推薦された保護者 2名

2 中学校調査部会に部会長を置き、校長または副校長をもって充てる。

- 3 部会長に事故があったときは、教育委員会が設置中学校の校長または副校長から選出し、その任を補充する。

(部会員の任期)

第8 部会員の任期は、法律施行令第14条に基づき、令和2年8月31日までとする。

(組織表及び日程表)

第9 特別支援学級用教科書採択事務に係る組織表及び日程表については、別表のとおりとする。

(調査・研究資料等の取扱い)

第10 調査・研究資料等（以下「資料等」という。）の取扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 資料等は、すべて提出用として扱い、手元に控えなどを残さない。
- (2) 資料等の様式は、教育委員会事務局が作成し、採択資料作成会議の座長、小学校調査部会及び中学校調査部会の部会長に配布する。
- (3) 資料等の作成にあたっては、優れている面を中心に具体的に記述する。

(会議の非公開)

第11 採択資料作成会議、小学校調査部会及び中学校調査部会の会議は、東大和市附属機関等の会議の公開に関する規則第4条に基づき、非公開とする。

(採択資料の公開)

第12 採択資料作成会議、小学校調査部会及び中学校調査部会において作成された資料のうち次に掲げるものは、東大和市情報公開条例第7条第1項第1号、第5号及び第6号のウ、並びに法律施行令第14条に基づき、定例教育委員会の議案に付議されるまで非公開とする。

- (1) 会議及び会議で配布された調査・研究資料
- (2) 調査報告書

(3) 会議録の要旨

(4) 調査・研究に携わった者の氏名等

(5) その他、教科書採択を公正で適正かつ円滑に行うことを妨げる恐れのある情報  
(教員及び市民等の意見の反映)

第13 市立小・中学校の教員は、令和3年度に使用する教科書について意見があるときは、学校長を通じて採択資料作成会議に、意見を具申することができる。

2 教育委員会事務局は、教科書展示会の参観者から意見があるときは、その内容を採択資料作成会議に報告する

(委任)

第14 この要領に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要領は、令和2年4月10日から施行する。

<組織表>

<別表>

令和2年度東大和市立小・中学校特別支援学級用教科書採択事務に係る日程表（予定）

	年月日	内容
1	4月10日（金）	校長に （1）東大和市立小・中学校使用教科用図書採択要綱 （2）東大和市立中学校教科書採択事務要領 （3）東大和市立小・中学校特別支援学級用教科書採択事務要領を説明する。
2	5月19日（火）	第1回教科書採択資料作成会議の開催 （1）委員の委嘱 （2）教科書採択資料作成の手順の説明 他
3	書面による開催	教科書調査部会の開催 （1）部会員の委嘱 （2）教科書の調査・研究 （3）教科書採択資料作成会議への報告書の作成
4	6月12日（金） ～ 6月28日（日）	教科書展示会（場所：中央図書館） ※ その他、教科書センターで開催される教科書展示会（時期未定）については、必要に応じて閲覧可能。 ※ 火曜日は休館
6	6月23日（火）	第2回教科書採択資料作成会議の開催 （1）教科書調査部会からの報告書の検討 （2）市民及び教員等からの意見聴取 （3）教育委員会への報告書の検討
7	7月7日（火）	第3回教科書採択資料作成会議の開催 （1）教育委員会への報告書の検討 ※事務局への報告書の提出期限は、6月30日（火）までとする。
8	7月30日（木）	定例教育委員会において教科図書の採択を決定する（予定）。
9	8月31日（月）	東京都教育委員会へ採択結果を報告する（予定）。